

資料 2-1

審議事項

# 令和 7 年度広島支部事業計画（案）について



令和7年度 事業計画（広島支部）

分野	具体的施策等	保険者機能強化のための取組みとの関係 ※支部独自の取組みと必要な予算
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。</li> <li>・医療費適正化等の努力を行うとともに、関係団体等における会議において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>	

<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p>	<p>○ 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証とマイナンバーの一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。</li> <li>・業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化（※）することで生産性の向上を図る。</li> </ul> <p>※到達目標をグループ全体で共有しながら、個々の事務処理スキルを多能化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を行うとともに、職員の意識改革を促進する。</li> <li>・自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。</p> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</li> <li>・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。</li> <li>・「お客様満足度調査」や「お客様の声」「業務改革推進委員会」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。</li> </ul>	
------------------------	--	--

1. 基盤的保険者機能の盤石化

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。現金給費の申請件数が年々増加しているなか、令和5年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。

- KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実にを行う。
- ・ 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- ・ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・ 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。
- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への

<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p>	<p>勸奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。</p> <p>④ レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。</li> <li>・ 毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。</li> <li>・ 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。</li> <li>・ 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。</li> <li>・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。</li> <li>・ システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1）協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする  （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額  2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。</li> <li>・ 保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。</li> <li>・ オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出</li> </ul>	
------------------------	--	--

1. 基盤的保険者機能の盤石化

について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

① オンライン資格確認等システムの周知徹底

・医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。

特に、2023（令和5）年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。

・マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。

② マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

・2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅滞なく、円滑な発行等に取り組む。経過措置期間が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経

<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p>	<p>過措置期間終了前に資格確認書を発行する。</p> <p>③ 電子申請等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者の利便性の向上（加入者側から審査の処理状況が把握できる仕組みを含む）や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月に電子申請等を導入する。</li> <li>・加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により令和7年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならない、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。</p>	
------------------------	--	--

<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>	<p>○ データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部との連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。</li> <li>・自支部の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業の推進を図る。分析に際しては、分析の精度を高めるため、必要に応じて地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を検討する。</li> <li>・データ分析に基づき事業の実施等を推進するため、統計分析研修や本部との連携強化に加え、他支部との情報交換や事例共有を通じて人材育成に取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。</p> <p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究の実施に向けた検討を進める。また、実施に際しては、外部有識者が行う調査研究の円滑な実施のため、研究への助言等を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の</p>	
--------------------------	---	--

<p>2. 戦略的保険者機能の発揮</p>	<p>健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>外部有識者の研究成果について、協会の事業へ適切に反映させるためには、統計・データ分析・医療・保健等に関する外部有識者との専門的な議論や、進捗確認・研究への助言を行う必要もあることから困難度が高い。</p> <p>○ 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とした取組を着実に実施する。</li> <li>・保健事業の重要性を含めた健康意識の更なる醸成を図るため、「健康づくりサイクル」が、健康寿命の延伸や医療費適正化、ひいては保険料率上昇の抑制につながることにについて、各種媒体を通じた効果的な周知広報や啓発イベントを引き続き実施する。</li> <li>・「顔の見える地域ネットワーク」を活用し、各関係団体とも連携した周知広報や受診勧奨等の取組を引き続き積極的に行う。</li> <li>・関係団体等と連携し小学生等への健康教育に取り組む（SDGsにおける視点を踏まえた取り組み。）</li> </ul> <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診の実施率向上を図るため、各種データ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・多角的な受診勧奨を強化する。また、自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等を踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。</li> <li>・健診機関の進捗管理を徹底し各機関への適切な実施体制の整備・強化に関する働きかけを通じて、実施数増加を図るとともに、受入可能数の少ない地域を中心に新規健診機関の獲得に努める。</li> <li>・2025年度から開始される、電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データ（40歳未満も含む）</li> </ul>	<p><b>子ども健康教育</b>    予算：1,000千円</p> <p><b>商業施設等での集団健診の実施（本人）</b>    予算：5,253千円</p> <p><b>商業施設等での集団健診の実施（特定）</b>    予算：6,600千円</p> <p><b>血管年齢測定等のオプション検査</b>    予算：6,600千円</p>
-----------------------	--	---

<p>2. 戦略的保険者機能の発揮</p>	<p>の取得を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者健診を受診している事業所に対し、関係団体との連携等により生活習慣病予防健診への切替えや事業者健診データの提供を働きかける。</li> <li>・ 被扶養者が特定健診を受診しやすい環境づくりのため、集団健診や自治体のがん検診との同時実施等により受診機会を提供するとともに、被扶養者の居住地域周辺の健診機関や集団健診会場を可視化したWEBサービスを提供する。また、自己負担のないオプション健診（骨粗鬆症検診、血管年齢測定等）や、いわゆる人間ドック等での特定健診費用補助を実施し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数： 436,755人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防健診 実施率 65.8%（実施見込者数： 287,385人）</li> <li>・ 事業者健診データ 取得率 8.1%（取得見込者数： 35,378人）</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（実施対象者数： 104,383人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査 実施率 32.5%（実施見込者数： 33,925人）</li> </ul> </li> </ul>	<p><u>集団健診実施のためのダイレクトメール送付（特定）</u>    予算：11,550千円</p> <p><u>年次案内に同封する案内文書の作成</u>    予算：3,928千円</p> <p><u>事業所への健診受診勧奨等の実施</u>    予算：7,964千円</p> <p><u>健診予約状況照会システムの運用</u>    予算：363千円</p> <p><u>個人への生活習慣病予防健診利用勧奨</u>    予算：2,574千円</p> <p><u>GPSを利用した健診施設の可視化システムの運用</u>    予算：632千円</p> <p><u>その他事務経費</u>    予算：243千円</p>
-----------------------	--	--

<p>2. 戦略的保険者機能の一元の発揮</p>	<p>■ KPI : 1) 生活習慣病予防健診実施率を 65.8%以上とする  2) 事業者健診データ取得率を 8.1%以上とする  3) 被扶養者の特定健診実施率を 32.5%以上とする</p> <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導の利用案内の徹底を図り、保健指導者及び外部委託機関が実施する特定保健指導の利用機会の確保につなげる。</li> <li>・ 外部委託の更なる推進を図り、健診・特定保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層促進する。また、健康意識が高まるタイミングを逃さないよう、健診機関による健診当日の健康相談を実施し、特定保健指導の実施数増加につなげる。</li> <li>・ 特定保健指導の質の向上を図るため、保健指導者に対する研修を実施する。また、委託機関が情報交換できる機会を設け、課題や好事例を共有すること等により質の確保につなげる。</li> <li>・ 各種データ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、関係団体とも連携し重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、ICT（遠隔面談）を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。</li> <li>・ 2024 年度からアウトカム指標が導入されたことを踏まえ、特定保健指導対象者の行動変容につながる目標設定の手法等を分析の上、効果的な特定保健指導の実施につなげる。</li> <li>・ 被扶養者においては、集団健診当日における特定保健指導の実施を引き続き強化することで、実施数の増加を図る。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p>	<p><u>健診時における健康相談</u>  予算：10,560 千円</p> <p><u>被保険者特定保健指導利用勧奨及び予約管理</u>  予算：14,947 千円</p> <p><u>特定保健指導における個人向け勧奨について</u>  予算：1,874 千円</p> <p><u>その他事務経費</u>  予算：4,149 千円</p>
--------------------------	--	---

<p>2. 戦略的保険者機能の発揮</p>	<p>協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者（特定保健指導対象者数： 62,616 人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 26.1%（実施見込者数： 16,343 人）</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数： 2,810 人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 17.2%（実施見込者数： 484 人）</li> </ul> </li> <li>■ KPI： 1）被保険者の特定保健指導実施率を 26.1%以上とする 2）被扶養者の特定保健指導実施率を 17.2%以上とする</li> </ul> <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 期データヘルス計画で掲げる健康課題の解決に向け、健診の結果、血糖・血圧・LDL コレステロール値について治療が必要と判断された方を確実に医療につなげるために、健診受診後の早期から医療機関への受診勧奨を行う取組を実施する。</li> <li>・ 未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。</li> <li>・ 従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。</li> <li>・ 糖尿病性腎症の重症化予防のため、治療継続が必要な方に対する医療機関への受診を促す取組を実施する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点</p>	<p><b>未治療者に対する健診機関での受診勧奨</b>  予算：9,082 千円</p> <p><b>未治療者に対する早期診勧奨</b>  予算：1,210 千円</p> <p><b>糖尿病治療中断者への受診勧奨</b>  予算：3,106 千円</p>
-----------------------	---	--

<p>2. 戦略的保険者機能の発揮</p>	<p>から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする  （※）令和7年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p> <p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <p>i) ひろしま企業健康宣言エントリー事業所数の拡大等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろしま企業健康宣言について、エントリー事業所数の拡大のため、職員や協力事業者（生損保会社等）によるエントリー勧奨（文書・電話・訪問）を実施する。</li> <li>・広島県と連携し、健康経営の実践事業所への顕彰として県知事表彰を実施することで、企業や社員のモチベーションを高めるとともに、広島県全体の取組へと拡大させる。</li> </ul> <p>ii) ひろしま企業健康宣言エントリー事業所に対するフォローアップ等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろしま企業健康宣言エントリー事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（ヘルスケア通信簿の活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。</li> <li>・季刊誌「い・ろ・か（ひろしま企業健康宣言通信）」を発行し、健康づくりの取組を実践するための動機付けを行う。</li> <li>・疾病予防や運動等の健康づくり講座を、希望する事業所に対して訪問もしくはオンラインにより実施し、事業所における健康づくりを支援する。</li> <li>・継続した健康づくりの取組を促すため、取組状況に係るチェックシート（振り返り用）の提出を依頼し、一定の基準を充足した事業所を「健康づくり優良事業所」として認定を行う。</li> </ul> <p>iii) 健康に関する情報提供等を通じた事業所へのヘルスリテラシーの向上</p>	<p><u>ひろしま企業健康宣言エントリー勧奨用リーフレット等の作成</u>  予算：759千円</p> <p><u>ひろしま企業健康宣言エントリー事業所へのフォローアップ</u>  予算：3,130千円</p> <p><u>令和7年度ひろしま企業健康宣言健康づくり優良事業所認定</u>  予算：2,309千円</p> <p><u>ひろしま企業健康宣言エントリー電話勧奨（外部委託）</u>  予算：880千円</p> <p><u>外部委託による健康づくり講座</u>  予算：4,670千円</p> <p><u>メンタルヘルス対策セミナーの開催</u>  予算：1,217千円</p> <p><u>ヘルスケア通信簿の発行</u>  予算：2,968千円</p>
-----------------------	--	--

<p>2. 戦略的保険者機能の発揮</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康経営の普及促進を図るため、事業所ごとの健康度を見える化した「ヘルスケア通信簿」を発行し、事業所の健康課題を把握してもらうとともに、健康づくりの取組への動機付けを行う。</li> <li>・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進するとともに、ハイブリット方式によるセミナーを開催し、事業所における取組の底上げを図る。</li> <li>・トップダウンによる中小企業の健康づくりを推進するため、事業主が集まる会議等において健康経営に関する啓発の機会を設けるよう商工会議所等の関係団体へ働きかける。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を5,390事業所（※）以上とする  （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <p>○ 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県や広島県薬剤師会等の関係機関と連携した広報等を通じて、現状の使用割合の水準を維持・向上を図る。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことを踏まえつつ、更なる使用促進を図る。</li> <li>・ジェネリック医薬品に切り替えた際の軽減額がマイナポータルから閲覧可能である旨を周知・広報していくことで、更なる使用促進を図るとともに、マイナポータルの汎用性や利便性について周知を図る。</li> <li>・医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて保険者としてできる取組を推進する。</li> </ul>	<p><b>薬剤師会と連携したジェネリック医薬品  取扱い優良薬局の表彰</b></p> <p>予算：11千円</p>
-----------------------	---	---

<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>	<p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の方針（※1）を踏まえ、広島県等の関係機関に対して情報提供等の働きかけを行う。</li> </ul> <p>（※1）「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを旨とする」</p> <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組み、ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等について、加入者への周知・啓発を図る。</li> </ul> <p>i) ~ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和11年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への</p>	<p><u>複合的な媒体における加入者への情報提供</u></p> <p>予算：7,484千円</p> <p><u>上手な医療のかかり方の啓発及びセルフメディケーション推進に係る個別通知送付</u></p> <p>予算：8,786千円</p>
--------------------------	---	---

<p>2. 戦略的保険者機能の発揮</p>	<p>認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI : 1) ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)(※)を年度末時点で対前年度末以上とする (※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。</p> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、広島県の取組の進捗状況を把握しつつ、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議への参加を継続し協会が保有する医療費・健診データの分析結果(医療費の地域差や患者の流出入状況等)や国・広島県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会財政の先行きが不透明であることを踏まえ、広島県保険者協議会等の会議において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可</p>
-----------------------	---

<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>	<p>欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知・広報を行う。</li> </ul> <p>○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要であることから、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。</li> <li>・具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する</li> <li>(2) テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する</li> <li>(3) 地域・職域特性を踏まえ、本部と連携して広報を実施する</li> <li>(4) 評価・検証・改善のプロセス（P D C A サイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。</li> </ul> </li> <li>・「令和8年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、積極的に広報を行う。</li> <li>・また、協会の象徴的位置づけであった健康保険証が新規に発行されなくなることから、より一層「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。</li> <li>・広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域の特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体であるSNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。</li> <li>・健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。</li> </ul>	<p><b><u>インセンティブ制度の周知</u></b></p> <p>予算：320 千円</p> <p><b><u>納入告知書同封チラシによる広報（印刷・作成）</u></b></p> <p>予算：2,767 千円</p> <p><b><u>健診体系の見直しに関する広報</u></b></p> <p>予算：3,648 千円</p> <p><b><u>メールマガジンにかかるメールアドレスの入力委託費</u></b></p> <p>予算：377 千円</p>
--------------------------	---	---

また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。

- KPI: 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 72.29% 以上とする
- 2) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月情報発信を行う
- 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

<p>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者機能発揮に向けた人材育成のため、OJTを中心とした育成と創造力を養うための効果的な研修等を実施し、組織基盤の底上げを図る。</li> <li>・ 積極的にジョブローテーションを実施することで多能化を図り、組織力の強化につなげる。</li> </ul> </li> <li>○ 働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進を柱とした働き方改革を推進する。</li> </ul> </li> <li>○ 風通しのよい組織づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の「基本使命」「行動規範」を常に意識した行動を実践することで、組織風土の更なる醸成を図る。</li> <li>・ 円滑な事業運営を行うため、支部内研修会や勉強会の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。</li> <li>・ 職員全員が職責における役割定義を理解し、PDCAを意識した業務の遂行を行う。</li> <li>・ 上長から部下への適切な指導教育により、支部の組織力向上と意識の変革を図る。</li> </ul> </li> <li>○ 各種リスク管理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。</li> <li>・ 個人情報保護の徹底にあたって、事務処理誤り、誤送付等による個人情報漏洩を発生させないための指導強化を図り、各種委員会等を通じて積極的な取組を行うほか、ヒヤリハット事例の共有等を踏まえたリスク管理のもと、業務委託先も含めた事務処理誤りの発生防止を徹底する。</li> </ul> </li> <li>○ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令等規律をはじめ、倫理や社会的規範、社内ルールを遵守するよう、目的や課題に対して有意義で効果的な職員研修等を実施し、職員一人ひとりへ理解の浸透を図る。</li> </ul> </li> </ul>	
-----------------------------------	---	--

	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害等の対応<ul style="list-style-type: none"><li>・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を整備する。</li></ul></li> <li>○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等<ul style="list-style-type: none"><li>・調達における競争性を高めるため、参加が予想される業者に広く周知を行う等、公平性を十分に意識した公告期間や業務履行期間を設定し、一者応札案件の減少に努める。</li></ul></li> <li>■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</li></ul>	
--	--	--